

諮問する新条例の方向性（概要）

1 条例で規定しなければならない事項

- (1) 開示等請求における手数料（法第 89 条第 2 項）
 - ・ 役務に係る費用は徴収せず、開示に要した実費のみ徴収する。
- (2) 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）
 - ・ 政令で定める額と同じ額を徴収する。

2 条例で規定することが許容されている事項

- (1) 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）
 - ・ 条例要配慮個人情報の内容は規定しない。
- (2) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）
 - ・ 現行の個人情報取扱事務登録簿は廃止し、これに代わりに個人情報ファイル簿の作成・公表の範囲を広げる。
- (3) 開示等における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）
 - ・ 本県独自の不開示情報は、追加しない。
- (4) 開示請求等の手続（法第 107 条第 2 項及び第 108 条）
 - ・ 開示処理期限を 30 日から 15 日に短縮する。
 - ・ 現行の審査請求の審議調査手続を踏襲する。
- (5) 審査会への諮問（法第 105 条第 3 項）
 - ・ 審査請求の諮問先を山梨県個人情報保護審議会とする。
 - ・ 審議会の組織及び権限は、現行の山梨県個人情報保護審議会を踏襲する。
- (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときの審議会等への諮問（法第 129 条）
 - ・ 法第 105 条 3 条で定める審査会として、山梨県個人情報保護審議会を位置づける。

3 その他の改正法の趣旨に反しない事項

- (1) 法及び条例の施行状況の公表
 - ・ 年に 1 回、開示請求の法及び条例の施行状況を公表する。
- (2) 本人情報の提供
 - ・ 簡易開示請求に代わる本人情報の提供制度を新たに規定する。
- (3) 罰則
 - ・ 審議会委員の秘密保持違反の罰則を引き続き設ける。